

# 通知預金規定の改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
2021年7月1日より、下記のとおり通知預金の規定を改定致します。

## 1. 改定となる規定

- ・通知預金規定

## 2. 主な改定内容

「この規定に定めのない事項については、「定期預金共通規定」により取り扱います。」の条文を追加しました。

※詳細は、次頁の「新旧対照表」をご覧ください。

## 通知預金規定規定新旧対照表

(下線部分が変更点)

新	旧
<p>1. ～10 (省 略)</p> <p><u>11. (規定の適用)</u>  <u>この規定に定めのない事項については、「定期預金共通規定」により取り扱います。</u></p> <p>12. (規定の変更)                      (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。                      (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。                      (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p style="text-align: right;">(2021年7月1日現在)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>1. ～10 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>11. (同 左)</p> <p style="text-align: right;">(2021年4月1日現在)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>